

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（横井良隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成29年12月大治町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番松本英隆君、3番林 健児君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○議会運営委員長（浅里周平君）

11番浅里です。報告します。

議会運営委員会は平成29年11月30日午後2時から開会し、12月定例会は本日から12月22日までの17日間と決定しました。以上です。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から12月22日までの17日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月22日までの17日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第42号から日程第9、議案第48号までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第42号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成29年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うためでございます。よろしく申し上げます。

議案第43号大治町総合福祉センター希望の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町総合福祉センター希望の家の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成29年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、福祉作業所さつきの家で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護事業を実施するためでございます。よろしく申し上げます。

議案第44号大治町母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例について。

大治町母子・父子家庭医療費支給条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。平成29年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、所得税法の一部改正に伴い規定の整理を行うためでございます。よろしく申し上げます。

議案第45号平成29年度大治町一般会計補正予算。

平成29年度大治町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2080万1000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億92万4000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、総務費において、負担つき寄附による明治町地区集会所土地購入に要する経費として1350万9000円計上し、システム改修等業務委託料として1008万8000円増額し、民生費において、心身障害者事業費として7658万5000円増額、保育所運営費として4776万円増額し、衛生費において母子保健事業費として42万6000円増額し、農林水産業費において農業用施設維持修繕工事として129万6000

円増額し、商工費において小規模企業等振興資金信用保証料補助金として49万3000円増額するものでございます。

これらの財源として、国・県支出金、寄附金及び繰越金等を充てるものでございます。

また、今回の補正により生じた余剰一般財源 2億5776万2000円を財政調整基金の積立金として増額するものでございます。よろしく申し上げます。

議案第46号平成29年度大治町国民健康保険特別会計補正予算。

平成29年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5533万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6763万2000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月6日提出、大治町長。

今回の主な補正の内容は、歳出におきましては、一般被保険者療養給付費として1億512万6000円、一般被保険者高額療養費として5091万6000円、償還金として2325万8000円を増額し、後期高齢者支援金等の決定に伴い2387万5000円を減額するものでございます。

これらの財源としましては、その他繰越金を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

議案第47号平成29年度大治町介護保険特別会計補正予算。

平成29年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2635万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5891万1000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月6日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、介護保険制度等の改正に伴う介護保険システムの改修費として546万5000円、保険給付費として1391万円、地域支援事業費として567万9000円などを増額するものでございます。

これらの財源として、国庫補助金、繰入金及び繰越金等を充てるものでございます。よろしく申し上げます。

議案第48号平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算。

平成29年度大治町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5227万4000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年12月6日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、前年度決算により生じた剰余金を一般会計へ繰出金として60万6000円増額するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

日程第10、議案第49号工事変更請負契約締結事項中の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第49号工事変更請負契約締結事項中の変更について。

平成29年8月9日議決、同月10日締結の大治小学校大規模改修工事変更請負契約事項中、左記のとおり変更し契約したいので、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成29年12月6日提出、大治町長。

本件の大治小学校大規模改修工事の変更は、校舎3階トイレの水洗の流動圧不足を解消するため屋上に加圧ポンプを設置するもので、契約の金額を2億9037万9600円とする工事変更請負契約を締結するものです。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

さらに詳細な説明について担当から説明を求めます。

学校教育課長恒川 覚君。

○学校教育課長（恒川 覚君）

それでは、もう少し詳細の説明をということですのでご報告申し上げます。

現在施工をしてございます大治小学校の大規模改修工事におきまして、トイレ改修を進めておるところですが、その中で大便器を取りかえたところ校舎3階の水圧が低く流水圧力不足のため便器の十分な洗浄ができない状態であることが判明をいたしました。

これによりまして施工業者と監理業者を交えて協議を行いました結果、3階トイレの洗浄不足を解消する方法として高架水槽から建物内へ給水を行っている排水管の途中に加圧ポンプを組み込み、水圧を増加させる方法が一番よいのではないかという結論に至りました。したがって、これらを施工するために要する費用を今回の変更契約として増額することが必要となったものでございます。したがって、このものにつきましては契約議決案件ですので今議会にて議決をお願いするものとなったものでございます。なお、当該変更契約に係る費用につきましては繰越明許費として議決を受けてございます予算の中で増額対応が可能であるため、新たな予算の計上はしてございません。よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。  
質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今、町長、課長より工事の内容の説明、背景の説明をいただきましてそれは了解できるものでございます。ただ、1点契約に関してでございますが、もともとこれは一般競争入札、入札で行われているものでございます。それは8月臨時会、今回の変更ということで、契約業者さんとだけそこから1社から見積もりをとり契約金額に至っていると思われまして、そこら辺ですね、積算ですね、町側の積算などしっかり行われているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○学校教育課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（横井良隆君）

学校教育課長恒川 覚君。

○学校教育課長（恒川 覚君）

変更契約に伴う見積もりの関係だと思っておりますが、その部分につきましては変更契約に際しましては監理業者等々と協議を行いました、工事変更設計図書を作成してそれにより金額の方を算出し変更契約となっているものでございますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（横井良隆君）

他に。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今、適正に行われているという説明でございます。この契約に関しては契約金額の関係で議会の議決に付すべき議案でございますので、変更するときはまた必ずこのように議会に報告があつて議決に付されていると思われまふ。ただ、今、やはり契約変更というのは多々あると。こんな大きなのでもあるんですから小さいのも多々あると思うんですが、そこら辺議会の議決に付さないのはたくさんあるのでそこら辺きちつと見積もりがされておられるのか、そこら辺1点お聞きしたいんですが、総務部長どうでしょうか。

○総務部長（糸野和彦君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部長糸野和彦君。

○総務部長（糸野和彦君）

大治町契約規則並びに各契約にかかわる規則に基づいて適正に行われているものと考えております。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

本来、あんまり変更というのはあつてはいけないんですが多々こういうのはやっぱり出てくると。議会の議決に付すべきものでないもの、報告されないものも多々あると思いますが、そこら辺適正に総務部長が執行しているということでございますのでこれは了解いたしました。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君。

○2番（松本英隆君）

2番松本です。今回この件ですね、当初からトイレ改修というのは最初から決まって、これをもとに進んでいったものだと思っております。改修を行うために設計の方をされ

たと思うんですが、その図書の段階で発見できなかったのか、そのものが。あと、大治小学校と同じような形で自分もPTAをやっていたのでほかの人に聞いたんですが、ほかのところでもこのような形でポンプを設置したような学校というものはあるんでしょうか。この2点お聞きしたいです。

○学校教育課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（横井良隆君）

学校教育課長恒川 覚君。

○学校教育課長（恒川 覚君）

設計の段階でということですが、私どもといたしましても当初からきちんと積算がされていればよかったと思いますが、今回この大規模改修におけるトイレ工事施工中に水圧不足は新たに判明したものでございます。予見ができませんでしたので今回の変更契約に至ったものと考えております。

それから、他の施設、私どものところだと小中学校になるんですが、そちらの方で現状ポンプはということですが、他の学校につきましては加圧ポンプは現状ございません。以上でございます。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君。

○2番（松本英隆君）

設計当初にわからなかったということなんですが、実際のところ金額、大きなものを払って設計の方にお願いしてやってもらっておると思うんです。なおかつ、これ2回目なんですね、設計変更というのが。1回目のところで壁がということだったんですが、実際見えないというのは足場を組まないということのはわかるんですが、屋上に対する水のところそこから来たらとかいうのは見えないこともないんじゃないかなと思うんですが、それとあと水圧が足りないと判明したのは最近ですかね。

○学校教育課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（横井良隆君）

学校教育課長恒川 覚君。

○学校教育課長（恒川 覚君）

水圧につきましては、施工業者はトイレの便器を取りかえた際に社内検査によって一度水を流したところ水量が少ないということがわかりましたので、そこで初めて調べた結果、実際に水量が足りなかったということが判明したものでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

学校教育課長、答弁漏れがあります。判明した時期について。

○学校教育課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（横井良隆君）

学校教育課長恒川 覚君。

○学校教育課長（恒川 覚君）

水圧不足が判明した時期でございますが、10月20日の時点でこちらの方に報告が入りました。以上です。

○2番（松本英隆君）

議長。

○議長（横井良隆君）

2番松本英隆君。

○2番（松本英隆君）

10月ですね、それから2カ月ぐらいたっていると思うんですが、要は施工業者が見つけたということなんですね。設計の方では、自分も設計の方はわからないのであれですが、わからないものなんですかね。設計というのはやっぱりそれをもとにして工事が始まるものだと思いますので、その設計業者に対してどうしてわからなかったとかそういう質問というかアクションというのは起こしてあるんですか。逆に言えばほかにも今後、南、西とか設計してもらったものに対して見積もり等、入札等を行っていくと思うんですね。ただ、このような状態が続くようになると最初の入札する金額というのはそもそも正しいものなのかと。こちらとしてもオーケー出しているものかというものもあるんです。設計の段階でしっかりしたものが出来ないと後々こういう問題が出てくると思うんですが、この設計業者の方にもちょっと問題があるんじゃないかなと思うんですが、3回目の質問なのでこれの答弁をお願いしたいと思います。

○学校教育課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（横井良隆君）

学校教育課長恒川 覚君。

○学校教育課長（恒川 覚君）

当初の設計に何がしかの誤りがということだと思いますが、教育委員会私どもとしては当初の設計を行ったところに瑕疵の疑いがあるんじゃないかと現状考えてございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方、どうぞ。



○学校教育課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（横井良隆君）

学校教育課長恒川 覚君。

○学校教育課長（恒川 覚君）

それから、このものにつきましては当初設計を行った業者に対しまして法的な対応も含めまして町の顧問弁護士と相談しながら……。このものにつきましては設計業者に中身の追及の方を、瑕疵があったのではないかとということでこちらの見解を業者に対して追及をしているところでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。今いろいろ質疑をされているところで、この設計というのは平成26年度で行われて当然議決をしたということでもありますので、我々としても責任がある部分があるということでございますので、これからの方針というところでお伺いをしたいと思います。特にこの設計調査してきたものが重点になると思うんですが、我々専門業者ではありませんのでいろいろの分野のところから多方面から見ていろいろ考えるわけでございますが、今回特に大規模工事というのは水回りの部分だと思うんですよ。そこまでのところでまず設計業者に対してそういう専門分野的なものが整っているかどうかという業者選定に関する部分をどういうふうにしていくのか。ただ建物だけだとか給水関係の部分の方針として求めたいと思いますし、かつ、いろんな条件がきていろいろ変更されてきたわけなんですけど、本来は最初から図面を引いて工程を組んで進行を行って、一部直すところは設計変更していかなきゃいけないけれども、今回は大きくなってきて2回目の変更というのは、この工事に関して本当に信用性というのが疑われちゃう部分があるわけでございますので、そういう面に関して今後の方針的なものをお話し願いたいと思います。以上でございます。

〔「休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開



○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて服部勇夫君、どうぞ。

○9番（服部勇夫君）

今の部分のところでちょっと訂正を願いたいということをお願いしたいと思います。

今回の事案の部分でちょっと大きくずれたところがありましたのでその部分はちょっと訂正をさせていただきたいんですが、本質的な話でございますが、今回の問題になったのは給水関係、建物じゃなくて給水関係の部分でございますが、これは当然先ほども申し上げましたようにやはり分野的にも専門的なものが必要になってくるということで設計からの問題になってくるんだと思います。建物設計ばかりでなく給水関係の設計も当然織り込んでいかなきゃいけないという方向性を示していただきたいということでお願いしたいと思います。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

設計業者を我々も信頼をして設計を任せておるわけでありまして、そもそも今回のこれは今回49号で議案に上げさせていただいておりますのは学校の給水ポンプをつける案件でございます。これもそもそもは設計業者を信頼して任せておりましたが、施工する過程においてこういう問題が発生したということで、これは我々としても設計業者に対して何らかの責任を追究していかないかんだらうということで今考えております。今後につきましても指名審査会できちんと指名業者を選んで信頼して任せて設計していく以外にないと思っております。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

先ほども申し上げましたように、当然建物に関しては建築設計という設計分野という専門的なものがありまして、当然それに付属するもので給水設計、給排水設計というのが出てきて、他の自治体を見ても特に大きな自治体なんですが、建物関係、整備関係で設計を行ったり施工を行ったり、かつ、その分野において給排水に関しての分野

でもまた分離をしていくという方向が示されているわけでございます。そういう点に関してこれは今後の方針ということで質問なんですが、そういう点をお考えであるかどうかということをお示し願いたいと思います。

○副町長（伊藤康男君）

議長。

○議長（横井良隆君）

副町長伊藤康男君、どうぞ。

○副町長（伊藤康男君）

先ほど町長が追及していくと言ったことは業者の方に追及していく段階で、まだ瑕疵とかははっきりわかりませんのでそういう方向にもなり得るという案件でございます。それから、設計に関しましてはほかの設計段階に関与する業者とか専門の業者がいますので、例えば大きい事業とか何億円以上の事業とかまだはっきり申し上げられませんが、そこを関与させながら進めていくというものの一つの手段だと思っております。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

○4番（林 哲秀君）

議長。

○議長（横井良隆君）

4番林 哲秀君。

○4番（林 哲秀君）

4番林でございます。前議員の質問について少しだけ私なりの、今後まだ2校あるわけですが設計図が出てきます。その部位ごとのチェックというのは今後はまずこういうことがあったからしっかり見られると思いますが、大治町としての検査体制というのは今のところは整っておるわけですかね、一つ聞きたいんですが。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑のある方。

○11番（浅里周平君）

議長。

○議長（横井良隆君）

11番浅里周平君。

○11番（浅里周平君）

11番浅里です。今回小学校のトイレの関係で契約変更ということで提案されているんですが、せっかくつくったトイレが使えない状況では変更していくより仕方がないということで理解していくんですが、私34年議員やらせていただいてこういった工事の変更契約の議決というのはいまだかつてなかったんですよ。今年度この8月の臨時会で一度あってさらに出てきたということで正直言って議会と行政の信頼関係、かなり潰されたというんですか、そういった状況で捉えております。かつてない、あつてはならない事件が今年度二度起きたということ、同じ工事の中で。そういう点では大変なことだと捉えているんですね。そういう点で当初でどうのこうのだからそれから設計に対しての瑕疵の問題だとかということとそれなりに行政の方も捉えて進んでいこうとしているんですが、本当に抜本的にというんですか、きちっとしていただきたいということですね、この問題。このことがきちっとできていくということは今後につながっていくということにつながると思うんですよね。そういう点で十分に間違いのないように検証して対処していただきたいということと、それから一つお伺いしておくのは今回ポンプを設置するという提案をいただいているんですが、この変更がグッド、ベター、ベストというのがあるんですがベストの状況での提案になっているのかどうかということですね、将来的なことを考えて。そこら辺あたりのこのポンプの設置というのが私どもは提案されてオーケーということで出していくんですが、行政としてベストな提案になっているのかどうか。ここを一つお伺いしておきたいんです。

○学校教育課長（恒川 覚君）

議長。

○議長（横井良隆君）

学校教育課長恒川 覚君。

○学校教育課長（恒川 覚君）

ベストであるかということでございますが、このものにつきましては加圧のポンプを組むという結論に至る前にいろんな方法を施工業者、それから監理業者と話し合いを行いました。その中で挙げるとすると高架水槽そのもののかさ上げとかロータンク方式といたしましてそれぞれのところにタンクを設けてやる方法、それから水道管を直にもっていく方法、いろいろ考えましたが、それぞれについてやはりいろんなそごがあり適当ではないという意見がありまして、結果としてこのポンプを組み込むということで結論に至ったというものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第49号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、議案第49号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

[「動議」の声あり]

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時37分 休憩

午前10時43分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番吉原経夫君から動議の提案がありましたが、動議の理由の説明を求めます。

○7番（吉原経夫君）

この議案でございますが、当然工事としてはやらざるを得ないもので賛成すべきものでございますが、ただ、この質疑の中でも明らかになったように設計業者に責任を迫すべき事案だと。また、やっぱり余り起こってはいけない事案だということで2点付帯決議をさせていただきたい。1点目は、町に対して設計業者の責任を引き続き迫すること。2点目は、この教訓をきちっと生かして以後ないように改善することというこの2点を付帯決議として上げさせていただいた上で賛否を問うべきじゃないかと思います。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

ただいまの動議の提出について、賛成の方の挙手を求めます。

[挙手 多数]

○議長（横井良隆君）

それでは動議は成立したと認めます。

ただいま吉原議員の方から議案に対する付帯決議をつけるべきだという提案がありました。

それについて賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 2名]

○議長（横井良隆君）

起立少数です。したがって、付帯決議をつけないことに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決いたします。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第50号負担付き寄附の受納についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第50号負担付き寄附の受納について。

次のとおり負担付き寄附を受納することについて、地方自治法第96条第1項第9号の規定により議会の議決を求める。平成29年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、明治町地区総代からの申し出により、明治町集会所の土地を取得する経費を明治町地区総代から受納し、取得した土地を明治町地区総代に対し無償で貸与するためでございます。よろしく願います。

○議長（横井良隆君）

日程第12、議案第51号海部地区環境事務組合規約の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第51号海部地区環境事務組合格約の変更について。

海部地区環境事務組合格約の一部を別紙のとおり変更するものとする。平成29年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、新たな管理者及び市町村長以外の副管理者の選任方法を変更することについて、地方自治法第290条の規定により海部地区環境事務組合格約の変更について協議する必要があるためでございます。よろしくお願いします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原でございます。まず1点目ですね、これ変更でございますが、今町長は地方自治法の規定だから変更する、協議する必要があるということでございますが、なぜこの規約を変更しなければならないのかという説明がございません。その点が1点です。

もう1点は、改正前ちょっと新旧対照表、改正前の第3項を見てほしいんですが、副管理者のうち「事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者」と。いわゆる外部有識者でございます。これを登用することができる規定でございます。現状、外部有識者を登用した例はないと聞いておりますが、これは非常にいい制度だ、大切な制度であると考えております。なぜかと申しますと昨日、津島市議会の一般質問の中で海部地区環境事務組合の第2期基幹工事でございます。これについて地元との協定で施工後30年ということで行われているのが実際は35年であったと。八穂クリーンセンター焼却施設長寿命化総合計画書、平成29年3月、海部地区環境事務組合が出しているところの30ページに確かに現時点において第2期改良工事完了後の平成34年度から16年目の平成49年度、竣工後35年目と。地元との協定では竣工後30年しか使えないことになっております。そういう中で副管理者である津島市長も知らなかったと。この文書は知らなかったという中で精査すると答弁をされておられます。来年、津島市長は管理者になられます。そういう中でやっぱり外部有識者を投入する制度は必要だと思うんですが、なぜこういう制度を省くようになったのか。その点の説明をお願いいたします。

○建設部次長兼産業環境課長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長三輪恒裕君。

○建設部次長兼産業環境課長（三輪恒裕君）

1点目でございます。なぜ今変更かということでございますが、新たな管理者及び市町村長以外の副管理者の選任を速やかに行うためということでございます。

2点目、外部の者というところでございますが、今回事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者を規約からなくした理由についてでございますが、今まで歴代副市町村長に任務についていただいている中で何ら問題なく順調に組合が推移しておるといって今回一文を削除したものと聞いております。以上です。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今まで何ら問題なかったと。議案提案のときはそうだったかもしれません。ただ、昨日津島市議会でやはり長寿命化総合計画書というのが出てきた中で第2期基幹工事50億です。それで9月議会で私一般質問させていただいたらやはり竣工後30年だと町長も言っておられます。そういう中で35年だとしっかり書いてある書類まで出てきていると。きのう津島市長も答弁に困っておられました。そういう新たな事態が出てきておりますから、やはり外部有識者の登用、するかしないかそれぞれ議会の方なり組合の方で決めることではございますが、そういう規定は必ず今の時代だからこそ、こういう大切な時代だからこそ残していくべき規定だと、外部有識者ですね。と思っております。きのうの津島市議会の事態を受けて課長が今発言されたのか。当然、事前に事務組合の方から聞いていると思うんですが、きのうの津島市議会でそういうことがあった。それを聞いた上での発言かどうか。それを踏まえて課長の答弁を求めます。

○建設部次長兼産業環境課長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長三輪恒裕君。

○建設部次長兼産業環境課長（三輪恒裕君）

今回、海部地区環境事務組合規約の変更については、当然組合と連携していろいろお聞きしながら組合の考え方等を確認しながらお答えをしております。また、津島市議会については承知しておりません。以上です。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

八穂クリーンセンター焼却施設長寿命化総合計画書、平成29年3月、海部地区環境事務組合で出しております。この書類について課長、また副管理者である町長はご存じかどうか。これを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

もう一度、7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

はい、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

ですから外部有識者の規定を残すか残さないか、必要か必要でないかということでは必要でなかったという課長の答弁で、それは理解はできませんがわかります。ただ、昨日の時点で今まで9月議会で町長が答弁したことと違う事態が発見されている。津島市議会の中で出て実際にこういう文書が出ている。この文書を知った上で課長及び町長は答弁しているのかと。知らないうちでは外部有識者はいらなないかもしれないとなるかもしれませんが、こういう事態が出てきたらやっぱり外部有識者を入れた方がいいんじゃないかという議論も出てくると思うわけです。だからこそ、この外部有識者の規定を残すべきだと私は考えるんですが、その前提としてそういうご理解があるかどうか。これをお二人にお聞きしたいと思います。

○建設部次長兼産業環境課長（三輪恒裕君）

議長。

○議長（横井良隆君）

産業環境課長三輪恒裕君。

○建設部次長兼産業環境課長（三輪恒裕君）

今のご質問ですが、12月5日きのうの時点で海部地区環境事務組合に確認した上での
お答えでございます。以上です。

○議長（横井良隆君）

他に質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第51号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議ありの声がありましたので起立によって採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方の起立を願います。

〔起立 9名〕

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、ただいま議題となっております議案第51号は、委員会の付
託を省略することに決定をいたしました。

これから討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

今回の改正でございます。いろいろな面がありますが、1点だけに絞って反対をさせ
ていただきたいと思っております。事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する
者、いわゆる外部有識者の登用をしないと変えることに関してでございますが、海部地
区環境事務組合は入札等々で新聞報道があるようでございます。またそれは別としまし
て、昨日の津島市議会の中で大治町長が私の9月の一般質問に対して答弁したものと違
う内容の事実が明らかになったと。第2期基幹工事50億もかかるものでございます。そ
れが地元との協定で竣工後30年、平成44年までしかやれないものを、竣工後35年平成49
年までそれを目標とすると明らかに書いてある。この書類に関して津島市長は知らな
かった。当然、大治町長も知らないと思っておりますがそういうものがある。

○議長（横井良隆君）

規約の変更について端的に……

○7番（吉原経夫君）

そういう問題があるところに関しては、問題のある組合に対してはやっぱり外部有識者を入れる、これは必要なことだと僕は思います。ただ、入れる入れないは当然環境事務組合の方の考えでございますが、その規定に関して残す残さない、これはそれぞれの市町村議会で決めることでございます。大治町議会で決めることでございますので、これは明確に反対をさせていただきます。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時58分 休憩

午前10時58分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、賛成の方の発言を許します。

○9番（服部勇夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

9番服部勇夫君。

○9番（服部勇夫君）

9番服部でございます。今回の規約の変更に関するところでございますが、従来どおりの管理者の輪番制のところは互選という形をしてきちっと精査をして行いたいという組合の意思でございます。また、今反対者が言われるように有識者の問題ですが、今までは問題がありませんでしたがこれからはその折に有識者と会議を開いていくという方向性だと思いますので、そういう場面場面の対応をもっていく。運営に関しては管理者、副管理者等で行っていききたいという希望でございますので、そういう運営の仕方をしていくということでございますので、その面に関しては環境組合というものは一番生活面で大事な部分だと考えております。そういう面で賛成をしたいと思っております。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第51条を採決いたします。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 9名]

○議長（横井良隆君）

起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第52号大治町道路線の認定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第52号大治町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により大治町道路線を別紙のとおり認定するものとする。平成29年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、寄附採納に伴い路線を認定するためでございます。よろしくお願ひします。

○議長（横井良隆君）

日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件については、お手元に配付いたしました表に基づき、1の内容については議員を派遣いたしましたのでご報告申し上げます。

次に、2の内容については議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 散会